

別紙 2

蒲郡市住宅改修費給付事業実施要綱

1 目的

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害者及び障害児が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 給付対象者

給付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 下肢、体幹、視覚又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の障害児及び障害者であって障害程度等級 3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害 2 級以上の者に限る。）
- (2) 法第 4 条第 1 項に定める特殊の疾病であって、前号と同等程度の者

3 住宅改修費の範囲

住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) 蒲郡市リフォームヘルパーの助言に基づいて実施した住宅改修
- (7) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

4 住宅改修費の給付要件

給付対象者が現に居住する住宅について行われる住宅改修（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

5 給付の限度

住宅改修費の給付は原則 1 回とする。なお、限度額については別に定めるところによる。

6 雑則

この要綱に定めのないものについては、「蒲郡市障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱」によるものとする。